

令和7年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和7年5月12日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第5回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹 (欠席)
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 林 憲昭	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員13名】

21番 高良 悟	23番 田邊 由紀継	24番 井上 美津子
25番 大内田豊年	27番 松岡 光夫	28番 山崎 徳松
31番 鬼塚 清明	32番 岩下 豊	33番 熊谷 明美
34番 篠原 新二	35番 平井 豊子	36番 石井 仁美
38番 矢野 一彦		

(※21番・23番・27番・31番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）の変更について

- ・議案第 1号 農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
- ・議案第 3号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 8号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表および令和7年度最適化活動の目標の設定等の承認について

4. 本会議の議長

朝倉市農業委員会会長

樋口 博幸

5. 本会議の書記

朝倉市農業委員会事務局

松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 中 村 敬一郎
事務吏員 渡 辺 晃
事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市

(開会 14:03)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和7年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）13名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に3番星野委員、4番信國委員を指名いたします。よろしく願います。
それでは、1ページをお開きください。

報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
4ページまで20件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から20番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
5ページをお開きください。
次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明
議 長 事務局の説明は終わりました。担当委員の説明を求めます。

12番水上委員。
12番挙手
議 長 12番水上委員。
12番 (水上委員) 報告番号1番について説明致します。届出人の住所氏名・届出物件については
記載のとおりです。この場所は小石原川の堤防と駐車場に隣接する場所です。この畑は1段
低くなっている場所で周りが駐車場であるため段差があると危険であることと雨が降ると
水が溜まりやすいことから畑として維持していくことが難しく先に地上げ工事をしてしま
ったものです。始末書も添付してあります。現地を見ますと作っている作物は以前と変わっ

ていますが特に問題はないと思います。以上報告致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。報告第2号について質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、以上で報告第2号を終わります。
6ページをお開きください。

次に報告第3号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）の変更について」事務局の説明を求めます。報告番号1番と2番は関連がありますので、一括して説明をお願いします。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 （川波）議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番と2番について質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、以上で報告第3号を終わります。
7ページをお開きください。

次に議案第1号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課（森田）挙手

議長 農業振興課。
農業振興課 （森田）詳細について説明

利用権設定申出件数が78件、設定面積は、201,526.80㎡となっています。8ページをお開き下さい。地区毎の利用権設定年数毎の明細表となります。5年、10年、3年の契約が全体の約8割を占めています。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
9ページをお開きください。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。

審議番号1番と2番については、推進機構への売り渡し及び買入れとなります。以上、審議番号1番と2番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番と2番を一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号1番と2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第2号は承認とし、市長へ通知いたします。

10ページをお開きください。

次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）議案朗読をもって説明

審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の12番水上委員、28番山崎委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の19番樋口委員、34番篠原委員を指名いたします。次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の19番樋口委員、34番篠原委員を指名いたします。次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の19番樋口委員、34番篠原委員を指名いたします。11ページをお開きください。次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局

（岩切）審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の2番師岡委員、38番矢野委員を指名いたします。次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の15番田中委員、25番大内田委員を指名いたします。次に審議番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い

- たします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号7番について、担当地区委員の10番森高委員、36番石井委員を指名いたします。次に審議番号8番について事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (岩切) 審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号8番について、担当地区委員の9番空閑委員、24番井上委員を指名いたします。次に審議番号9番について事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (岩切) 審議番号9番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号9番について、担当地区委員の15番田中委員、25番大内田委員を指名いたします。審議番号1番から9番を一括とし、質問や意見はありませんか。
- 10番挙手
- 議 長 10番森高委員。
- 10番 あっせんの申出書に携帯電話番号をもっと丁寧に記載してもらうようにお願いします。番号が分からないものなどがあり困りますのでよろしくお願いします。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (岩切) 周知します。
- 議 長 他に質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番から9番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第3号は可決致しました。
- 12ページをお開き下さい。
- 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
- なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
- ご審議方よろしくお願います。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。12番水上委員。
- 12番挙手
- 議 長 12番水上委員。
- 12番 (水上委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については記載のとおりです。譲渡人は遠方に住んでいるため耕作ができずに以前譲受人に管理してもらっていたので贈与という形で譲渡しているものです。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願います。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について担当委員の説明を求めます。12番水上委員。
12番挙手
- 議 長 12番水上委員。
12番 (水上委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人が所有している圃場の間にある耕作放棄地があったために売買になったということです。譲受人は、周りに農地を持っており耕作しているので問題ないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願
いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
34番挙手
- 議 長 34番篠原委員
34番 (篠原委員) 譲受人は有機栽培をしてある方ですか。
35番挙手
- 議 長 35番平井委員
35番 (平井委員) 私の実家で兄の子です。化成肥料を使わずにやっています。
34番挙手
- 議 長 34番篠原委員
34番 (篠原委員) しっかりと耕作をしてもらってください。
議 長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。次に、審議番号3番について担当委員
の説明を求めます。7番大隅委員。
7番挙手
- 議 長 7番大隅委員。
7番 (大隅委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ
いては、議案書記載のとおりです。譲受人は規模拡大で、譲渡人は規模縮小と体調が悪く耕
作ができないために売買されます。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願
いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。水上委員より補足説明はございませんか。
12番挙手
- 議 長 12番水上委員
12番 (水上委員) ありません。
議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。次に、審議番号4番について担当委員

の説明を求めます。14番山内委員。

14番挙手

議長 14番山内委員。

14番 (山内委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。理由として譲渡人が相続したが遠方のため管理ができず譲受人に売買をお願いしたものです。譲受人は、自家栽培で管理していくそうです。また、譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。14ページをお開きください。次に、審議番号5番について担当委員が欠席ですので、推進委員の説明を求めます。24番井上委員。

24番挙手

議長 24番井上委員。

24番 (井上委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は会社経営をしており、農地が不要で、譲受人は相手方の要望により取得することになりました。元々借りて耕作をしていた農地だそうです。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。次に、審議番号6番について担当委員が欠席ですので事務局からの説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請の理由は、譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大です。譲受人は令和5年11月に新規就農で農地を取得しています。この方はドレッシング工場を経営されており、現在の農地では、その材料である玉ねぎを栽培されています。今回も規模拡大で玉ねぎを栽培されるそうです。譲受人は農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。次の審議番号7番は、私が担当委員になっていますので、議長を副会長と交代します。

副会長 議長を交代しました。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと

おりです。契約については、売買です。この農地は、譲受人が以前から借りて耕作しており、譲渡人は遠方に住んでいるため今回の申請に至っています。譲受人は、農地法第3条第2項に該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。

34番挙手

副会長 34番篠原委員。

34番

(篠原委員) 担当委員の説明のとおり、譲受人は長い期間この農地を借りて耕作してありました。よろしくご審議方お願ひします。

副会長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。議長を樋口会長と交代します。

議長

議長を交代しました。15ページをお開きください。次に審議番号8番は、申請人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、5番鳥巢委員が関係しますので、審議が終わるまで5番鳥巢委員は退室をお願いします。

(5番 鳥巢委員 退室)

議長 それでは、審議番号8番について担当推進委員が欠席ですので、事務局からの説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局。

事務局

(渡辺) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。理由としては、譲受人は以前から管理している農地で相手方からの要望でもあるため、譲渡人はお二方とも遠方に住んでいるためとなっています。上段の農地は譲受人所有農地に隣接する農地で長年管理をしていた農地です。下段の農地は35年間利用権設定で耕作していた農地です。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。

議長

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。審議が終わりましたので、5番鳥巢委員の入室をお願いします。

(5番 鳥巢委員 入室)

次の審議番号9番は、取り下げられましたので、次に進みます。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。11番江藤委員。

11番挙手。

議長

11番江藤委員。

11番

(江藤委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については記載のとおりです。申請土地は譲受人の兄が長年借地契約を結び、耕作していましたが、今回、譲受人が譲渡人から家屋とともに購入することになったものです。今後は、譲渡人が兄の協力を得て同様の耕作を行っていく予定で問題はないものと思われまふ。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませぬか。

- 23番
議 長 (田邊委員) ありません。
審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。16ページをお開きください。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。11番江藤委員。
11番挙手。
- 議 長 11番江藤委員。
11番 (江藤委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は花き栽培の規模拡大を行うため、現在、自分が栽培している農地の隣にある申請土地の購入を希望し譲渡人に相談したところ了承を得たため、今回の申請になり、問題はないと思います。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
23番 (田邊委員) ありません。
- 議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。10番森高委員。
10番挙手。
- 議 長 10番森高委員。
10番 (森高委員) 審議番号12番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、財産整理、遺産相続をしたが遠方に住んでおり農業をしていないため、譲受人は、相手方の要望により、空き家とともに農地を購入するものです。譲受人は、実家の柿の手伝いをしており、農業はしてあります。3反ほど柿を切ったので、その代替としたいそうです。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
36番 (石井委員) ありません。
- 議 長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。
ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
14時55分まで休憩します。
- 14時43分休憩
14時55分再開
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。
17ページをお開きください。

次に議案第5号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明。引き続き議案の審議番号1番の説明を行います。変更前・変更後の申請人、申請土地の状況、転用目的は変更ありません。変更の理由について、建設現場から生じる土砂が継続して発生しているため、一時転用期間をすでに令和6年4月30日に許可を受けていましたが、延長したいということで申請されているものです。変更後については、一時転用期間が令和11年4月29日まで、第1種農地の一転用期間の5年間として終期を設けているものです。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

18ページをお開きください。

次に議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局
議 長

事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明。

事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番挙手。

議 長
7番

7番大隅委員。

(大隅委員) 審議番号1番について説明いたします。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、貸露天駐車場、転用の理由は、神社駐車場がなく周辺道路も狭いことから集落の要望を受け、貸露天駐車場を整備するものです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

19ページをお開きください。

次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手。

議 長
事務局
議 長

事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願い致します。

事務局の説明はおわりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番大坪委員。

6番挙手。

議 長
6番

6番大坪委員。

(大坪委員) 審議番号1番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、周辺に事業所等が多く、貸駐車場の需要が見込まれるた

め、駐車場を整備するものです。ただ、申請前に砂利を敷いてあったので理由を聞くと上の畑やお墓に行くのに泥ではだめだということで砂利を敷いたそうです。始末書添付となっています。畑は7種類くらい野菜を植えてあります。契約は売買です。参考事項として、第1種住居地域で駐車場19台、農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。都市計画用途区域内、第3種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
議長 この方は以前始末書があった方ではないですか。

事務局挙手。

議長 事務局。

事務局 (松尾) この方は、事業を行っている方で、以前駐車場を設置する際に始末書がありました。始末書2回は認めないということではなかったでしょうか。過去に定例総会で決めたのではないですか。

事務局 (松尾) 前回は、本人所有農地を駐車場にする際、始末書がありました。今回は、譲渡人が、許可が出る前に砂利を置くことを認めたので、今回の譲受人が直接悪いわけではないと思います。

議長 口頭なり文書なりで注意をするように伝えておいてください。
他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番信國委員。

4番挙手

議長 4番信國委員。

4番

(信國委員) 審議番号2番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。譲受人は事業経営をされており、国道拡張により事業用地が不足していることから露天駐車場を整備するものです。事業所と農地の段差が約1.5mありますので、地上げするそうです。L字型のコンクリートで周りを囲み地上げた土が落ちないようにするそうです。雨水は倉庫裏に雨水を流す場所があるそうです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地の敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

35番挙手。

議長 35番平井委員。

35番 (平井委員) 道路拡張が6月に終わるのでその後に工事を行うそうです。問題はないと思います。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番挙手

議長 7番大隅委員。

7番

(大隅委員) 審議番号3番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用の目的としては、露天資材置場、転用理由は事業拡大により、

重機置場を要するため整備するものです。雨水は自然流下です。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地の敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長
議 長

担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手
賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に審議番号4番は、申請人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、7番大隅委員が関係しますので、審議が終わるまで7番大隅委員は退室をお願いします。
（ 7番 大隅委員 退室 ）

議 長
27番

審議番号4番について、担当推進委員の説明を求めます。27番松岡委員。
27番挙手。
27番松岡委員。
（松岡委員）審議番号4番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅で、現在借家住まいのため、妻の祖母の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。契約は使用貸借です。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地に該当します。下水については下水道に、雨水は住宅用通路までU字溝があるのでそこに流します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手
賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
審議が終わりましたので、7番大隅委員の入室をお願いします。
（ 7番 大隅委員 入室 ）
20ページをお開きください。

議 長
事務局

次に、審議番号5番について、担当委員が欠席ですので、事務局からの説明を求めます。
事務局。
事務局挙手。
事務局。
（川波）審議番号5番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天駐車場及び露天資材置場です。転用の理由としては、既存の敷地が手狭になってきたため、露天資材置場等を整備し、事業を拡大しようとするものです。契約は売買です。参考事項として、駐車場6台等を議案書に記載しています。雨水は地下浸透で、汚水は発生しません。用途区域は農用地区域外、農地の区分は第1種農地。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地の集落接続に該当します。この方は自営業で建設業を営んでいます。担当委員の空閑委員も問題ないと思いますとのことでした。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手
賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次の審議番号6番と7番については、私が担当委員になっていますので、議長を副会長と交代します。

- 副会長 議長を交代しました。
次に審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手
- 議長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号6番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は使用貸借です。転用の目的は、自己用住宅です。転用の理由は、現在借地住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。用途区分は農用地区域外。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で集落接続に該当します。下水は浄化槽に、雨水は側溝に流すそうです。ご審議方よろしくお願い致します。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 副会長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手
- 副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号7番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は露天駐車場です。転用の理由は、既存駐車場が狭いため、新たに露天駐車場を整備しようとするものです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で集落接続に該当します。雨水は地下浸透です。農用地区域外の第1種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
34番 (篠原委員) この方は新規就農でがんばっております。よろしくお願ひします。
19番 (樋口委員) 補足します。新規就農で買われた土地が忙しくて手が回っていないようですが、従業員を雇うそうで、その従業員が野菜作りに頑張るといふことです。
- 副会長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
19番挙手。
- 副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) さらに補足します。新規就農で買われた農地が忙しくてなかなか手が回らないといふことですが、新しい従業員を雇うそうです。その方が野菜を作りたいといふことですので補足します。
- 副会長 審議番号7番について、ほかに質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 副会長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。
議長を樋口会長と交代します。
- 議長 議長を交代しました。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。5番鳥巢委員。
5番挙手。
- 5番 (鳥巢委員) 審議番号8番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は露天駐車場、転用の理由は新規事業の開始に伴い、駐車場が必要となるため整備するものです。契約は賃貸借です。駐車場は以前に盛土してまいりましたので始末書添付です。農地法の運用は、その他の農地に該当します。用途区分は農用地区域外

で第2種農地です。

ここは以前、盛土を無断で許可なく行っていた場所です。県が撤去命令を出したということで安心していましたが、県が2回ほど現地に来て、区会長や農業委員に認めざるを得ないというような話をされました。

その内容は、譲受人が委託をしている測量事務所が改良した訳ですが、4月頃現場で説明を受けました。新規事業でパン屋をしたいので駐車場が必要ということでした。私は、人があまり来ないようなところでパン屋ができるのか、そもそも撤去命令が出ていた所を駐車場に整備するというのは話がおかしいのではないですか、という話をしながら、ただ説明だけを受けましたと一筆書いてくださいと言われましたので、私の名前を書きました。

ところが昨日、農業委員会から電話があり、どういう対応をされましたか、県から連絡がありましたと言われました。県は、測量事務所の担当が来て、県に農業委員も薙野さんもOKを出したということと言われたそうです。私は非常に憤慨しています。そういうことは一切言っておりません。何故ならば、平成29年九州北部豪雨での雨の降り方は、生まれて70年なりますが今まで経験したことがありませんし、申請土地の下10mか15mくらいに民家があって人が住んであります。だから到底容認できない。しかし、県は容認せざるを得ませんと言われる。では、責任の所在はどうするのですかと聞いても返事は一切もらえませんでした。

私なりに地元としては、これを認める訳にはいけないのではないかと思います。何かあったときに我々には責任が取れません。以上説明をしましたが、皆様方がどう思われるか、ご審議ご判断をよろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

議 長

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

3番挙手。

議 長

3番星野委員。

3番

(星野委員)「新規事業の開始」とありますが、すでに何か建物とかがあるわけではないのですよね。「駐車場が必要となるため」とありますが、新規事業をする店舗とか家屋とか何かがあるのですか。

5番挙手。

議 長

5番鳥巢委員。

5番

(鳥巢委員)家は災害前に購入して建ててあります。ただ、奥様は住みたくない、売ろうという話もあったようです。しかし、今回の測量事務所の説明では、パン屋をするように言っているということでした。私が一番腑に落ちないのは、いくら業者に委託しておいても農業委員や地元の方に一度は対面で説明するのが筋ではないかなと思います。

話は戻りますが、撤去命令が出たときに測量事務所の方が非常に努力をされたと言われた。何の努力かを聞くと撤去費用を出してもらおうよう県に再三行って費用のお願いをしたということです。私は、それは努力ではないと思います。自分で撤去費用を出したのなら話は分かります。

議 長

始末書は誰が書いたのか。

事務局挙手。

議 長

事務局。

事務局

(川波)譲受人の名前で書かれています。

議 長

譲受人が最初から地上げしていたということですか。何年もかかっているが。

5番

(鳥巢委員)集落の方も分からなかったそうです。

議 長

泥はどこから持ってきたのですか。

5番

(鳥巢委員)通っていただろうにとも聞いたが、知らない内に地上げされていたそうです。

業者の方は分かっていたはず、許可申請が出てからしか入れられないはずだと。そうであれば、業者の方も悪いことだと分かっているのではないですか。このようなことには県もペナルティを出すなどしてもらわないと聞いていなかったでは済まない。

議長
5番

譲受人は何をされてある方ですか。

(鳥巢委員) 洋服屋です。近くの農地に「Z」と書かれたコンテナがあったと思いますが、安く洋服を買ってきてそれを販売しているそうです。今回申請場所の駐車場にもコンテナを置くと言うので、それは重量があるのに尚更崩れるではないかと言いました。するとだから駐車場にしますと、言うことがコロコロ変わる。

議長
5番
議長
5番

申請場所と違う場所に置いてあるコンテナは、土地の所有者の方は関係なく勝手に置いているのか。

(鳥巢委員) 農地であるのに舗装して、尚且つ、コンテナも置いている。

新規事業と言いながら計画書などはないのでしょうか。

(鳥巢委員) 内容が分からない。おそらく二転三転するのではないだろうか。

県は、その他の第2種農地だから認めざるを得ないと言われます。

私は、下には人が住んでいる民家がありますから、その責任の所在をはっきりしてくれと何かあったときは県が全面的に責任を取ると一筆書いてくれとも言いましたが、そこには耳を傾けてくれないですね。だからと言って、私も良いとは言えないわけです。

32番挙手。

議長
32番

32番岩下委員。

(岩下委員) 申請土地以外の農地の話で舗装していたり、コンテナを置いていたりしている農地があったが、その件は申請も何も出ていないのですか。どうしたらいいのか、審議すべきではないのですか。

議長

申請以外の土地は、譲受人の土地で、今回申請している農地は賃貸借ということではないのですか。

(鳥巢委員) 集落の方が言うには、売買だろうと知っている。本人に会っていないので分からない。

事務局挙手。

議長
事務局

事務局。

(川波) 新規事業ですが、県から補正指示という形で追加資料等の提出が求められることがあります。今回の件は、新規事業の詳細についてということで、新規事業の駐車場ということであれば新規事業詳細も必要であるということです。

例えば、県はパン屋をするということを聞いているということでしたので、建物の改築を行う場合は工期を、営業開始予定を、営業許認可の見込みを教えてくださいなどの指示はあります。

議長
事務局

それは出されていないということですよ。

(川波) 分かるものが無いので、詳細が分かるものを出すよう求められているものです。

議長

審議番号8番について、ほかに意見や質問はありませんか。

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

挙手なし。

議長

賛成の挙手なしですので、審議番号8番は不承認といたします。

不承認の理由は、新規事業の詳細な内容が分からないため十分な審議ができないこと、違法に地上げしていること、申請地以外の農地ではあるが、違法にコンテナを置いたり舗装したりしていること、下の民家への安全性に疑問があり盛土崩壊の恐れがあることなどを理由とし、不承認とします。

25番

(大内田委員) 盛土規制法が10月からであれば、6月7月に一番雨が降るので間に合わな

いのではないですか。

34番 (篠原委員) 朝倉市が不承認としても県が承認することもあるのですか。以前にもそのようなケースがあったように思いますが。

副会長 (林委員) 市町村の農業委員会は諮問機関ですから、意見を添えるものになります。

議長 それでは、審議番号8番については、以上でよろしいですね。

(全員了解)

議長 21ページをお開きください。

次に、議案第8号「令和6年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表および令和7年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手。

議長 事務局。

事務局 (松尾係長) 議案朗読をもって説明。

22ページから27ページが令和6年度の活動の状況になります。28ページから30ページが令和7年度の活動の目標となっています。

前年度の振り返りと新年度の目標設定は全国の農業委員会が毎年作成することとなっており、書式も全国統一のものとなっています。一読いただいていると思いますが要点のみ説明申し上げます。

令和6年度の活動の状況、令和7年度の活動の目標とも大きく5つの項目があります。「農業委員会の状況」「農地の集積」「遊休農地」「新規参入」「委員の活動」の5項目です。

まず、22ページをご覧ください。4月1日現在の農業委員会の状況です。説明は省略します。

次に23ページです。

農地の集積についてです。「③実績」について、令和6年度の集積面積がマイナス7.8haとなっています。これは耕作地面積が90ha減少したことが原因です。この減少した理由は、金川地区田島の遊水池が令和2年度に土地収用されたことが国の統計から一定外れたことなどがございます。

また、農地の集積率の目標が80%となっています。これは、国及び福岡県が目標を80%としているため朝倉市でも令和10年度に目標としているものです。

次に遊休農地についてです。24ページの「③実績」をご覧ください。緑区分の遊休農地の解消実績面積が1.4haで、目標に対する達成率が93.2%となっており、ほぼ目標近くに達しているところです。

次に新規参入についてです。令和6年度の新規参入は7経営体と少なくなっています。令和5年度は下限面積の廃止もあり、5,000㎡未満の小規模な新規参入が多くありましたが、最近は、ビニールハウスの資材価格高騰により、イチゴや野菜などで新規就農を希望される方の参入がきびしくなっています。

次に25ページ、委員の活動目標は月に10日、これは全国統一の目標です。朝倉市農業委員会では、目標が月10日、最低でも月6日の活動記録簿の提出をお願いしているところです。

次に27ページの事務の実施状況です。2番、農地法第3条に基づく許可事務です。年間処理件数は147件でした。3番、農地転用については、73件あり、許可相当が72件、不許可相当が1件で県に意見を提出しました。不許可相当の1件については、追加の資料が出され通常から1か月遅れで県から許可が出ています。以上が6年度の状況です。

次に7年度の目標ですが、28ページが農業委員会の状況、29ページが農地の集積と遊休農地、30ページが新規参入と委員の活動となっています。昨年度と同じような目標とし

ています。

4月17日に開催した活動計画策定委員会の意見を反映して作成していますが、全国統一の様式に記載することができない朝倉市特有の事情である平成29年九州北部豪雨災害による被災により荒廃している遊休農地B判定の農地に関する事などは盛り込むことができませんでしたが、記載している以外にもそうした課題があることを申し添えて活動計画策定委員会の案として提案します。

議 長 事務局の説明は終わりました。活動計画策定委員会より補足説明はございませんか。
2番挙手。

議 長 2番師岡委員

2番 (師岡委員) 8名の活動計画策定委員が集まり熱心に協議をいたしました。委員からは、事務局案に、農地の集積に関して、特に中山間地では厳しいこと、集落営農組織のない地域では法人設立も考えていく必要があること、新規参入に関しては、農業を好きな人に来てもらいたいこと等を加えることを要望し、今回の議案が出来上がっています。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、本件は承認といたします。

以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

(会議終了時刻 16:18)